

○在外投票について

Q 海外に住んでいますが、投票するにはどうすればよいですか？

A 外国に住んでいる人のための「在外選挙制度」があり、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について投票することができます。

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

在外選挙人名簿への登録には、現在の住所を管轄する在外公館（大使館・総領事館（領事事務所を含む））の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有している必要があります。登録の申請は、在外公館で行います。

投票は、在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や、帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」があります。

Q 日本で転出届を出していないのですが、登録申請できますか？

A 国外への転出届が未提出になっている場合は、在外選挙人名簿に登録できません。転出届提出後、在外選挙人名簿の登録申請を行ってください。

Q 現在すでに在外選挙人証を持っていますが、外国で引っ越した場合はどうすればよいですか？

A 外国での住所を変更した場合は、新住所地を管轄する在外公館を通じて、在外選挙人証を添えて変更手続きを行ってください。

Q 在外選挙人証をなくしてしまった場合は、どうすればよいですか？

A 在外選挙人証を紛失・汚損した場合は、在外選挙人証の再交付申請をしてください。申請先は、住所を管轄する在外公館です。

Q 在外公館投票はいつからできますか？

A 在外公館投票は、国政選挙の公示日の翌日から在外公館ごとに定められた締切日までとなります。（補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日にのみ投票できます。）

投票時間は、原則、午前9時30分から午後5時までとなっています。

Q 日本に帰国した場合はどうすればよいですか？

A 国内に転入届を出した日から4ヶ月が経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。その場合、在外選挙人証は、登録市区町村の選挙管理委員会に返却してください。

また、転入届を出した市区町村の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上記載されると選挙人名簿に登録され、その市区町村で投票できるようになります。